

岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

令和4年 5月19日決裁

令和6年11月26日決裁

令和7年 3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、生ごみの減量及び資源化を促進するため、家庭用生ごみ処理機等を購入した者に予算の範囲内で行う岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気式処理機 生ごみの堆肥化又は減量化及び減容化をするための微生物による分解方式、温風乾燥方式等（ディスポーザー方式を除く。）による電気式の生ごみ処理機をいう。
- (2) 非電気式容器 生ごみを分解し、堆肥化するための非電気式の生ごみ処理容器をいう。
- (3) コンポスト基材 生ごみを堆肥化するために生ごみとともにダンボール、バッグ等に入れる基材（当該ダンボール、バッグ等を含む。）をいう。

(補助対象事業の内容等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、電気式処理機、非電気式容器又はコンポスト基材（以下「処理機等」という。）を購入し、設置するものとする。

2 補助金の交付の対象となる処理機等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中古品及び転売品でないこと。
- (2) 自己が居住する住居に設置すること。

3 補助対象事業は、別に定める期間内に行わなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 処理機等を適切かつ安全に使用及び管理をすることができる者
- (3) 電気式処理機又は非電気式容器に係る補助金にあっては、それぞれ当該処理機等に係る補助金の交付を受けた者が同一世帯にいない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、処理機等の購入に要する費用とする。

2 補助対象経費には、次に掲げる費用を含まない。

- (1) 処理機等の購入に係る消費税及び地方消費税
- (2) 処理機等の配送料
- (3) 処理機等の設置に要する費用

(4) 処理機等とは別に購入する消耗品等の費用

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1（コンポスト基材にあっては、3分の2）の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる処理機等の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 電気式処理機 2万円（1世帯当たり1基まで）
- (2) 非電気式容器 5,000円（1世帯当たり1基まで）
- (3) コンポスト基材 1個につき1,000円（1世帯当たり年度ごとに4個まで）

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内に、岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 処理機等の領収書、レシートその他の処理機等の購入費を支払ったことが分かるものの写し
- (2) 保証書、取扱説明書その他の処理機等の種類が分かるものの写し（コンポスト基材を除く。）
- (3) 申請者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カードその他の官公署が発行したものに限る。）の写し
- (4) 補助金の振込先金融機関の口座が確認できる書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、前条の規定による申請を適当と認めたときにあつては岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときにあつては岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付手続きの特例)

第9条 補助金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

申請者 住所

氏名

電話

※補助金の交付の決定通知を電子メールで受け取ることを希望する場合は、にチェックの上、送付先のメールアドレスを記入してください。

補助金の交付の決定通知を下記の電子メールアドレス宛の送付により受け取ることを希望します。※書面での通知は、必要ありません。

受取を希望するメールアドレス

岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金の交付について、次のとおり申請します。

処理機等の種類 <small>※該当するものにチェックをすること。</small>	<input type="checkbox"/> 電気式処理機 ※1基まで	<input type="checkbox"/> 非電気式容器 ※1基まで	<input type="checkbox"/> コンポスト基材（ 個） ※年度に4個まで
製 品 名			
製 造 会 社			
購 入 価 格	※ 値引き及びポイント利用分を除くこと。 ※ 消費税及び地方消費税、配送料、設置に要する費用、 円 本体とは別に購入する消耗品等の費用を除くこと。（要綱第5条第2項）		
補助金の申請額	※ 電気式処理機：購入価格の2分の1（10円未満切捨て）上限20,000円 ※ 非電気式容器：購入価格の2分の1（10円未満切捨て）上限5,000円 ※ コンポスト基材：購入価格の3分の2（10円未満切捨て）上限1,000円/個 円		
補助金の振込先 ※ 口座名義人は、申請者及び購入者同一であること。	金融機関名		
	本・支店名		
	口座種別	普通・当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		
※ゆうちょ銀行の場合は、「店名」、「預金種目」、「口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。			
誓約・同意事項 ※ 内容を理解した上でチェックをすること。	<input type="checkbox"/> 購入した家庭用生ごみ処理機等を市内の自己が居住する住居で使用します。 <input type="checkbox"/> 家庭用生ごみ処理機等を適切かつ安全に使用及び管理をします。 <input type="checkbox"/> 購入価格には要綱第5条第2項に掲げる費用が含まれていません。 <input type="checkbox"/> 申請者の確認のため、申請者の住民基本台帳の情報について、市が確認することに同意します。 （電気式処理機、非電気式容器の申請の場合） <input type="checkbox"/> 同一世帯に同種類の補助金の交付を受けた者がいません。		

添付書類

- （1） 処理機等の領収書、レシート等、処理機等の購入費を支払ったことが分かるものの写し
- （2） 保証書、取扱説明書等、処理機等の種類が分かるものの写し（コンポスト基材を除く。）
- （3） 申請者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カードその他の官公署が発行したものに限り。）の写し
- （4） 補助金の振込先金融機関の口座が確認できる書類の写し
- （5） その他市長が必要と認める書類

様

岐阜市長

岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金の交付については、次のとおり決定したので、岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定金額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 処理機等を適切かつ安全に使用及び管理をしてください。
 - (2) 岐阜市補助金等交付規則又は岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の規定に違反した場合は、この決定を取り消し、交付した岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金の返還を命ずることがあります。

様式第3号（第8条関係）

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金の交付については、次のとおり不交付と決定したので、岐阜市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 不交付決定の理由